

遺言書

第1条 遺言者は、遺言者の有する預貯金の2分の1を、次男乙川二郎（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、第1条記載の預貯金を除くその他一切の財産を、長男乙川一郎（昭和55年5月5日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男乙川一郎を指定する。

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男乙川一郎を指定する。

付言 長男一郎に多く相続させることにしたのは、一郎に家を守ってもらいたいからです。また、次男二郎にはマンションを購入する際に援助しました。お母さんの気持ちを理解して、兄弟仲よく暮らしてください。

平成〇〇年〇月〇〇日

住所 福岡県久留米市〇〇町〇〇番地〇〇

遺言者 乙川 信幸 印